

「平成16年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見募集結果について

平成16年3月22日(月)

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室

県では、平成16年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)に関して、平成16年2月23日(月)から平成16年3月8日(月)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

このたび、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては取りまとめの便宜上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、本計画と直接関係がないと考えられる意見につきましては除外させていただきましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方の厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 実施状況

(1) 募集内容

「平成16年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

(2) 募集期間

平成16年2月23日(月)から平成16年3月8日(月)まで

(3) 公表資料

「平成16年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」

「平成16年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」

参考資料(用語集)

(4) 資料入手方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」(URL:<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

保健福祉部生活衛生課

各保健所衛生課

(5) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メール(いばらき食の安全情報 Web Site)

(6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」で公表

(7) ご意見の提出状況

意見提出数 5件(ファクシミリ)

意見等の数 14件

2 ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区 分	ご意見の概要	県の考え方
1趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨に賛成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品の安全確保基本方針」や「アクションプラン」との整合を図りながら、本計画に基づき食品衛生の監視指導を実施することにより、食品の安全確保に努めてまいります。
2 監視指導計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他省庁との連携を速やかに行うこと。 ・農林水産物の生産段階での安全チェックを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事案に応じて庁内関係部等を通じ関係省庁との連携を図ります。 ・農林水産部等との連携により、農林水産物の生産段階での安全対策を徹底いたします。
3 立入検査実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・目標回数を実行すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所等の立入検査実施機関ごとに実施計画を定めることにより、目標が達成できるよう努力いたします。
4 収去検査実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・指定外添加物(香料)検査が記載されているが、保存料や着色料などは検査しないのか。 ・と畜検査結果を消費者にも情報提供すること。 ・食品の大型自動検査機械を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・添加物の収去検査については、香料だけでなく、保存料や着色料などについても施設の監視指導に併せて幅広く実施いたします。 ・食用に適さない食肉の流通を防止するため、BSE(牛海綿状脳症)等のと畜検査結果について消費者に情報提供いたします。 ・食品等の試験検査については、迅速性や信頼性が求められることから、最新の分析機器の整備及び検査手法の導入に努めてまいります。
5 重点監視指導項目	<ul style="list-style-type: none"> ・中身と表示の違う悪質な業者について厳しく検査すること。 ・企業や生産者の良識ある生産づくりが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等の適正な表示を確保するため、関係機関とも連携して、重点的な指導を実施いたします。 ・生産から販売に至るまでの各段階において食品等事業者の指導を実施してまいります。

6 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーション	・消費者モニター制度に期待する。	・食品安全モニター制度の創設を含めて、リスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。
7一斉取締り	特になし	
8違反を発見した場合の対応	特になし	
9 食中毒等健康被害発生時の対応	特になし	
10 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導	特になし	
11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	・海外調査員の派遣並びに食品の検査員及び監視員の増員 ・食品衛生に係る職員の意識が大事	・食品衛生監視員等の食品衛生に係る職員について、必要な知識及び技術を習得させるため積極的に研修会等に派遣するとともに、必要な人員の確保に努めます。
12 その他	・盛りだくさんの内容であらゆる監視指導が記載されている。この計画案が実施されることを消費者として望みます。 ・加工品の添加物は最小限度とする。	・計画に基づき食品衛生の監視指導を実施いたします。 ・収去検査により食品中の添加物の試験検査を実施し、使用基準の確認を行います。